

# 日専連カード加盟店規約及び包括加盟店規約

日専連カード加盟店規約のみの場合は、包括加盟店規約に係る各条項は除外となります

## 第1条 (総則)

- 本規約は、加盟店(第2条に定めるものをいう)が、日本国内の店舗、施設において第2条に定める信用販売を行う場合の、株式会社日専連静岡(以下「当社」という)と加盟店との間の契約関係(以下「本契約」という)につき定めるものです。なお、本規約は、加盟店が店頭において顧客と行う取引について適用されるものとし、通信販売、カタログ販売、インターネットによる販売等、店頭取引以外の態様の取引については適用されないものとします。
- 本契約は、当社が新規加盟希望者(次項に定めるものをいう)による加盟申込を承諾し、加盟店登録を行った日(以下「加盟日」という)に成立するものとします。
- 当社に本契約の申込みをする個人、法人および団体(以下「新規加盟希望者」という)は、当社に対して、本契約に基づき信用販売を開始する時点において、以下の(1)(2)(3)のいずれの事項も真実であることを表明し、保証します。
  - 第7条(業務の委託)第2項および第3項、第10条(信用販売の方法)第1項、第5項および第8項、第15条(カードの不正利用等)各項、ならびに第32条(カードに関する情報等の機密保持)第1項から第11項を遵守するための体制を構築済みであること。
  - 特定商取引に関する法律に定められた禁止行為に該当する行為を行っていないこと、また直近5年間に同法による処分を受けていないこと。
  - 消費者契約法において消費者に取消権が発生する原因となる行為を行っていないこと、また直近5年間に同法違反を理由とする敗訴判決を受けていないこと。
- 新規加盟希望者および加盟店は、前項の表明保証した内容が真実に反すること、または反するおそれがあることが判明した場合、当社に対して、直ちにその旨を申告するものとします。
- 加盟店は、本契約成立後に本条第3項(1)に定める体制が構築されていないことが判明した場合、もしくは本契約成立後に当該体制を維持できなくなった場合、または本条第3項(2)もしくは(3)に該当する事由が新たに生じた場合には、当社に対して、その旨を申告するものとします。これらのおそれが生じた場合も同様とします。

## 第2条 (用語の定義)

本規約におけるそれぞれの用語の意味は次のとおりとします。

- 「当社」とは株式会社日専連 静岡をいいます。
- 「カード」とは日専連 静岡が提携する包括加盟店をいいます。
- 「加盟店」とは、本規約を承認のうえ、当社およびカード会社が運営するクレジットカード取引システム(以下「クレジットカード取引システム」という)に基づき当社およびカード会社が加盟を承諾した個人、法人および団体をいいます。
- 「ギフトカード加盟店」とは、ギフトカードの取扱いについて当社および包括加盟店(以下「ギフトカード会社」と総称する)が運営するギフトカード取引システム(以下「ギフトカード取引システム」という)に基づき当社およびカード会社にギフトカードの取扱いを申し込み、当社およびカード会社がこれを承諾した加盟店をいいます。
- 「会員」とは、クレジットカードを正当に所持する者をいいます。
- 「カード発行会社」とは、会員に対して入会を承諾した前項(1)、(2)の会社、組織をいいます。
- 「カード」とは、カード発行会社が会員に貸与するクレジットカードをいいます。カードは、カードの表面に会員名が印字され、所定の署名欄に自署した会員に限り利用でき、他の者に利用させることはできないものとします。
- 「ギフトカード」とは、当社 またはギフトカード会社が発行する所定規格の商品券で、券面にサービスマークと金額(以下「ギフトカード金額」という)が明記されたものをいいます。ギフトカードの金額は、五百円券、壹千円券、五千円券、壹万円券の4種類とします。
- 「商品等」とは、加盟店が会員に提供する商品、権利、役務等をいいます。
- 「信用販売」とは、会員および加盟店が当社およびカード会社所定の手続きを行うことにより、加盟店が商品等の代金または対価等を会員から直接受領することなく、会員に商品等の引き渡しまたは提供等を行う販売方法をいいます。
- 「ギフトカードの取扱い」とは、加盟店がギフトカードの利用者からギフトカードを受領して商品等の引き渡しまたは提供等を行う販売方法をいいます。
- 「手数料」とは、立替払契約に基づく対価として、当社が加盟店から受領する手数料をいいます。
- 「立替払金」とは、加盟店が会員に対する信用販売より取得した売上債権につき、当社が会員に代わって立替払いする金員をいいます。
- 「立替払契約」とは、加盟店の会員に対する個々の売上債権ごとに、加盟店と当社との間で成立する、当社が加盟店に対して立替払いする旨の契約をいいます。
- 「オンラインセッション申請」とは、加盟店が信用販売を行う際に、事前に当社の承認を得るために、カードの信用照会をいいます。
- 「端末機」とは、信用販売において加盟店が行うべき手続き(オンラインセッション申請、売上データ送信、売上票の作成等)の一部を処理する機能を有する機器、情報処理システムをいいます。
- 「非接触決済端末機」とは、端末機のうち、非接触決済カードを取扱うためのリーダーライタ等の機器、アプリケーション等を備えたものをいいます。
- 「IC決済決済端末機」とは、ICカードのICチップに格納された情報(以下「IC」)情報を読み取り、IC情報に基づき決済取引を行うことができる端末機をいいます。
- 「売上票」とは、加盟店が信用販売を行った場合に当社所定の様式により作成される、売上日付、金額、加盟店名その他当社所定の信用販売の内容が記載された書面をいいます。
- 「売上データ」とは、加盟店が信用販売を行なった際、端末機によって作成される、売上票に準じた内容が記録された電磁的データをいいます。なお、「売上票」と「売上データ」を併せて「売上票等」といいます。
- 「売上票(加盟店控)」とは、加盟店が信用販売を行った場合に、加盟店が一時的保管するために当社所定の様式により作成される、「売上票」に準ずる内容が記載された書面または電磁的データをいいます。
- 「売上票(会員控)」とは、加盟店が信用販売を行った場合に、会員に交付するために当社所定の様式により作成される、「売上票」に準ずる内容が記載された書面または電磁的データをいいます。
- 「日計処理」とは、1日の営業が終了した後に、加盟店が行うべき処理で、端末機を使用して行われた取引等の集計処理ならびに売上データおよび集計データの当社への送信処理をいいます。
- 「カード番号等」とは、カードを特定するカード番号、ならびに、カードの有効期限、暗証番号およびセキュリティコード等(割賦販売法第35条の16第1項に定める「クレジットカード番号等」を含む)をいいます。
- 「PCIDSS」とは、クレジットカードその他の決済手段にかかわる情報、当該決済手段を用いた取引に関する国際的なデータセキュリティ基準をいいます。
- 「実行計画」とは、クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定した「クレジット取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」(名称が変更された場合であっても、カード情報等の保護、クレジットカード偽造防止対策またはクレジットカード不正利用防止のために、加盟店が遵守することが求められる事項をとりまとめた基準として当該実行計画に相当するものを含む)であって、その時々における最新のものをいいます。なお、最新の実行計画は、一般社団法人日本クレジット協会のホームページに掲載されています。(https://www.j-crc.or.jp/)
- 「法人番号」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定める法人番号をいいます。

## 第3条 (加盟店)

- 加盟店は、前条に定める信用販売を行う店舗、施設(以下「カード取扱店舗」という)を指定し、あらかじめ当社およびカード会社に所定の書面をもって届け出、当社およびカード会社の承諾を得るものとします。当社およびカード会社は当該指定を承諾した場合、加盟店番号を付与します。なお、カード取扱店舗の追加、取消しについても同様とします。また、ギフトカード加盟店は、前条に定めるギフトカードの取扱いを行う店舗、施設(以下「ギフトカード取扱店舗」という)を指定し、あらかじめ当社およびカード会社に所定の書面をもって届け出、当社およびカード会社の承諾を得るものとします。なお、ギフトカード取扱店舗の追加、取消しについても同様とします。
- 加盟店は、すべてのカード取扱店舗内外の会員の見やすいところに当社およびカード会社所定の加盟店標識を掲示するものとします。また、ギフトカード加盟店は、すべてのギフトカード取扱店舗内外の見やすいところに当社およびカード会社所定のギフトカード取扱標識を掲示するものとします。
- 加盟店は、当社 またはカード会社 からカードまたはギフトカードの取扱いに関する資料の請求があった場合、速やかにその資料を提出するものとします。
- 加盟店は、カード発行会社と会員との契約関係、クレジットカード取引システムおよびギフトカード取引システムを承認し、カードおよびギフトカードの普及向上に協力するものとします。加盟店は、当社、カード会社またはギフトカード発行会社よりカードまたはギフトカードの利用または販売促進に係る展示物設置等の要請を受けたときは、これに協力するものとします。
- 加盟店は、当社、カード会社、ギフトカード会社、またはそれらの委託先が、会員のカード利用促進、およびギフトカード利用促進のために、加盟店の個別の了解なしに印刷物、電子媒体等に加盟店の名称および所在地等を掲載することを、あらかじめ異議を認めないものとします。
- 加盟店は、売上集計表、売上票、CAT(クレジットオンラインセッションターミナル)等当社およびカード会社が認めたクレジットカード決済端末機(以下「端末機」という)、加盟店標識、ギフトカード取扱標識、サービスマーク等(デジタルデータ化されたものを含む)を本規約に定める以外の用途に使用してはならないものとし、これを第三者に使用させてはならないものとします。

## 第4条 (端末機の所有権・設置・費用・返却・利用制限・解約金)

- 端末機の所有権 端末機は貸与するものであり、所有権は当社にあります。
- 端末機の設置及び費用 端末機の設置及び保守にかかわる費用は当社が別途定める方法で支払うものとします。なお、端末機設置に際し加盟店が費用を負担した場合でも、この費用は日専連包括システムの導入代金であり、端末機の代価ではありません。また、支払われた端末機代金、設置費用及び保守にかかわる費用は、本契約が終了した場合にも返還されないものとします。
- 端末機の返却 当社加盟店規約に違反した場合および店舗閉店等により端末機を使用しなくなった時は速やかに端末機(バンド含む)を当社に返却するものとします。また、端末機返却に関わる費用は全て加盟店が負担するものとします。
- 端末機の利用制限 端末機はクレジットカードでの決済を目的として導入するものであり、デビットカード決済のみの利用はできません。本契約がデビットカード利用のみを目的としていると、当社およびカード会社が判断した場合は契約を解除する場合があります。
- 解約違約金 加盟店が包括契約後2年以内に本契約を解除した場合は、理由の如何に関わらず、解約違約金として20,000円を当社に支払うものとします。

## 第5条 (届出事項の変更)

- 加盟店は、加盟申込時または加盟店となった後に当社に届け出た事項(氏名、名称または商号、代表者、本店所在地、電話番号、電子メールアドレス、カード取扱店舗、振込指定金融機関口座、端末機のIC対応状況ならびにカード番号等の保持状況等)を含むが、それらに限られない)に変更が生じた場合には、直ちに当社所定の方法により、当社に届け出、当社の承諾を得るものとします。
- 前項の届け出がないために、当社からの通知もしくは送付書類が延着し、もしくは到着しなかった場合、または当社が送金した立替払金が延着し、もしくは着金しなかった場合には、通常到着または着金すべきときに加盟店に到着または着金したものとみなすものとします。
- 加盟店が、本契約とは別途、当社またはカード会社との間でカードその他の決済サービスの取扱いに係る加盟店契約を締結している場合には、当該加盟店は、以下の事項を承諾するものとします。
  - 加盟店が本条第1項の変更届出を行っていない場合であっても、加盟店が当社またはカード会社に届け出た情報に基づいて、当社が加盟店から本条第1項の変更届出があったものとして取扱うことがあること。
  - 加盟店が当社またはカード会社との加盟店契約に基づいて変更届出を行っていない場合であっても、加盟店が当社に届け出た情報に基づいて、当社またはカード会社が加盟店から本条第1項の変更届出があったものとして取扱うことがあること。
- 本条第1項の届け出がなされていない場合であっても、当社は、適法かつ適正な方法により取得した加盟店情報に基づき、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、当社が加盟店から本条第1項の変更届出があったものとして取扱うことがあることを承諾するものとします。

## 第6条 (地位の譲渡等)

- 加盟店は、本規約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。
- 加盟店は、加盟店の当社に対する債権を第三者に譲渡、質入れ等できないものとします。
- 当社(ただし、当社が承諾した場合に限り)は、本契約上のすべての地位、または特定の提携ブランドカード取扱いに関する地位を第三者に譲渡することができるものとし、加盟店はあらかじめこれを承諾するものとします。

## 第7条 (業務の委託)

- 加盟店は、当社の事前の承諾を得ることなく、本規約に基づく信用販売に関する業務の全部または一部を第三者(以下「業務代行者」という)に委託(業務代行者が別の第三者に再委託するなど、再委託以降の委託が行われる場合を含む。以下同じ)できないものとします。
- 加盟店は、当社から前項に定める承諾を得ようとする場合には、業務代行者が本規約に定める加盟店のすべての義務および責任を遵守する能力を有する者であることを確認したうえで、当社に対して承諾を取得するものとします。当社は、加盟店および業務代行者がPCIDSS等の当社の指定する情報セキュリティ基準を充たすか否か、およびその他不適切な事情がないかを考慮して、業務委託を承諾するか否かを判断するものとします。
- 当社が業務委託を承諾した場合、加盟店は以下の各条に定める義務を遵守するものとし、これらを遵守できない場合には直ちに業務委託を取り止め、または業務代行者を変更するものとします。
  - 当社が業務委託の承諾に条件を付した場合、当該条件を維持すること。
  - 本規約に定める加盟店のすべての義務および責任(第12条(加盟店の義務、禁止行為等)第1項および第32条(カードに関する情報等の機密保持)に定める義務を含むが、それらに限られない)を業務代行者に遵守させること。
  - 加盟店と業務代行者との間の委託契約において、以下の各条に定める事項を規定したうえで、これらを業務代行者に遵守させること。
    - カード番号等につき第32条第1項に定める漏洩等もしくは目的外利用の事実が判明し、またはそれらのおそれが生じた場合、同条各項に準じて、業務代行者は直ちに加盟店、当社に対してその旨を連絡するとともに、事実関係や発生原因等に関する調査ならびに、二次被害および再発を防止するための計画の策定および実施を行い、その結果を加盟店、当社に報告すること。
    - 加盟店、当社が、業務代行者に対し、カード番号等の取扱いに関して第25条(調査協力、資料の提出等)各項に定める調査権限と同等の権限を有すること。
    - 業務代行者がカード番号等の取扱いに関する義務違反をした場合その他本規約に基づき業務委託を取り止め、または業務代行者の変更を行う必要がある場合には、加盟店は、必要に応じて当該業務代行者との委託契約を解除することができること。
- 前項より当社が業務委託を承諾した場合においても、加盟店は本規約に定めるすべての義務および責任について免れないものとします。また、業務代行者が委託業務に関連して当社、またはカード会社に損害を与えた場合、加盟店は業務代行者と連帯して当社、およびカード会社の損害を賠償するものとします。

5. 加盟店は、業務代行者を変更する場合には、事前に当社に申し出、当社の承諾を得るものとします。
6. 当社は、本規約に基づいて行う業務の全部または一部を、加盟店の承諾を得ることなく第三者に委託することができるものとします。

#### 第8条 (信用販売)

1. 加盟店は、会員からカード提示による信用販売を求められた場合、本規約に従い、正当かつ適法な商行為に則り、カード取扱店舗において会員に対し信用販売を行うものとします。
2. 加盟店が取扱うことができる支払区分は、ショッピング1回払いのほか、当社およびカード会社が承諾した場合には、ショッピング2回払い、ボーナス1回払い、ショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、その他当社およびカード会社が特に認めた方法とします。
3. 前項の規定にかかわらず、加盟店は、カード発行会社と会員との契約に基づき、一部の支払区分の取扱いができない場合があることを承諾します。
4. 本条第1項の規定にかかわらず、加盟店は、カード発行会社の判断により、当該カード発行会社の発行したカードでの信用販売ができない場合があることを承諾します。

#### 第9条 (ギフトカードの取扱い)

1. ギフトカード加盟店は、ギフトカードの使用者からギフトカードの取扱いを求められた場合、本規約に従い、正当かつ適法な商行為に則り、ギフトカード取扱店舗においてギフトカードの使用者に対しギフトカードの取扱いを行うものとします。
2. ギフトカード加盟店は、ギフトカードの取扱いを行う場合、ギフトカードが有効であることを善良なる管理者の注意義務をもって確認のうえ、取扱いを行うものとします。また、販売額とギフトカード金額に差額が生じた場合には、ギフトカードの使用者がギフトカード以外の支払方法にて調整するものとします。
3. 当社またはギフトカード会社がギフトカードの種類、様式、色彩等を変更または追加する場合には、当社およびカード会社はギフトカード加盟店に対し新しいギフトカードの発行前に見本を送付し通知するものとします。
4. ギフトカード加盟店は、ギフトカードの使用者からギフトカードを受領した後、直ちにギフトカードの取扱店控え(以下「ギフトカード控え」という)部分を切り取り、再度利用ができないようにするものとします。
5. ギフトカード控えは、ギフトカード加盟店の責任においてギフトカード取扱いの日から第19条に定める精算が終了するまで保管し、他に譲渡できないものとします。また、ギフトカード加盟店は、当社からの要求があった場合、直ちにギフトカード控えを当社に提出するものとします。

#### 第10条 (信用販売の方法)

1. 加盟店は、カードの取扱いにあたり、以下の各号の手續(各手續の詳細は、カードの種類等に応じて本規約末尾の表<信用販売の方法>に記載する)により信用販売を行うものとします。なお、オンラインリゼーション申請により当社の承認を取得した場合は、直ちに上述した手續を完了させることとします。
  - (1) カードの有効性確認
  - (2) オンラインリゼーション申請
  - (3) 売上票等の作成
  - (4) 署名または暗証番号の入力
  - (5) 売上票(会員控)の作成・交付
  - (6) 端末機の日計処理/売上票等の当社への送付等
2. 加盟店は、会員からカード提示による信用販売を求められた場合、当社が承諾した場合を除き、その全件について、信用販売を行う前にオンラインリゼーション申請を行い、当該信用販売に係る当社の承認を得るものとします。直ちの承認が得られなかった場合、当該信用販売を行ってはならないものとします。また、当社の承認取得後に、会員が加盟店との取引の申込みを撤回するなどして、信用販売に至らなかった場合には、加盟店は、当社所定の方法によりオンラインリゼーション申請を取り消すものとします。なお、オンラインリゼーション申請による当社の承認は当該カードの有効性を保証するものであり、当該信用販売の申込者が会員本人であることを保証するものではないことを、加盟店は承諾するものとします。
3. 加盟店が会員に対してオンラインリゼーション申請を経ることなく行うことができる信用販売の限度額(同一日、同一売場における税金、送料等を含む信用販売額の総額をいい、以下「信用販売限度額」という)を当社が加盟店に通知した場合には、加盟店は、非接触決済を除き、信用販売限度額の範囲内においてショッピング1回払いの方法による信用販売を行うに際しては、オンラインリゼーション申請を行う必要はないものとします。ただし、信用販売限度額の範囲内の信用販売であったとしても、加盟店がオンラインリゼーション申請を現行に行った結果、当社がこれを承認しなかった場合には、加盟店は当該信用販売を行ってはならないものとします。なお、当社は、当社が必要と認めた商品等(特定商品等)について、個別に信用販売限度額を定め通知することができ、加盟店はそれに従うものとします。
4. 加盟店は、当社から信用販売限度額および特定商品等の変更の通知があった場合には、それに従うものとします。
5. 加盟店は、当社が承諾した場合を除き全ての取引において、端末使用規約に従って、IC 対応端末機(なお、非接触決済においては非接触決済端末機)を使用して信用販売を行うものとします。また、故障や通信障害等により端末機が使用できない場合には、非接触決済を除くすべての信用販売につき、その都度事前に当社へ電話連絡をして承認を取得し、本規約末尾の表<信用販売の方法>により信用販売を行うものとします。なお、故障や通信障害等により非接触決済端末機を使用できない場合には、非接触決済による信用販売を行うことができるものとします。
6. 加盟店は、本条第1項に基づき会員から取得する署名を電子化する場合、当社が別途定める特約に従うものとします。
7. 前項の規定および本規約末尾の表<信用販売の方法>にかかわらず、当社が別途定める方法により信用販売を行うものとします。
8. 加盟店は、本条第1項から前項までに定める手續の履行、およびカード提示者がカード名義人本人であることの確認、実行計画に従い、善良なる管理者の注意義務をもって行うものとします。なお、加盟店は、以下に定める事由が存在するにもかかわらず信用販売を行った場合、善良なる管理者の注意義務に違反する信用販売に当たること、および善良なる管理者の注意義務に違反する信用販売はこれらの場合には限定されないことを確認します。
  - (1) カードを提示し信用販売を求めた者とカードの名義人の氏名、性別が異なる場合
  - (2) 信用販売を求めた者が、名義人が異なる複数のカードを提示した場合
  - (3) 加盟店は、制販販売法の適用となる信用販売を行った場合または会員からの求めがあった場合は、遅滞なく、同法第30条の2の3第4項または同条第5項およびそれらの施行規則に定める事項等を記載した書面(制販販売法により認められる場合には電磁的データ)を会員に交付するものとします。
9. 1つの売上票等に記載できる売上金額は、会員に対する商品・権利の販売または役務の提供に係る単一の契約の売上代金額(税金、送料を含む)のみとし、現金の立替え、および過去の売掛金の精算等に係る金額を含めることはできないものとします。また、通常1件の売上として処理されるべきものを日付の変更、金額の分割等により売上票等を複数にすること、および売上票等の金額訂正はできないものとします。

#### 第11条 (売上票等の作成、保管および提出等)

1. 加盟店は、端末使用規約に従って端末機を使用し、売上データを作成するものとします。また、当社が事前に承諾した場合を除き、当社所定の方法・用紙により、売上票、売上票(会員控)、売上票(加盟店控)、および売上集計表を作成するものとします。
2. 加盟店が、同一の会員について、複数回、商品等の販売または提供を行い、それぞれについてオンラインリゼーション申請による当社の承認を得て信用販売を行う場合、加盟店は、それぞれについて前条および本条に基づき、売上票の作成・送付および売上データ上の取引の作成・送信を行う必要があり、複数の取引を合算して売上処理にはならないものとします。
3. 加盟店は、会員に対し、売上票および売上票(加盟店控)に、当社所定の項目以上の一切の記載を求めてはならないものとします。
4. 加盟店は、信用販売(非接触決済を除く)において端末機で作成された売上票を、最低でも月に1回、端末設置会社の指示に基づき、伝票保管センターに送付するものとします。ただし、端末機による売上データ送信が行われない場合は、信用販売日から原則として1週間以内に、当該信用販売の売上票を支払区分ごとに取りまとめ、当社所定の売上集計表に添付して当社に送付するものとします。
5. 加盟店は、原則として信用販売を行った日うち、端末使用規約および当社所定の方法により、当該信用販売の売上データを当社に送信するものとします。
6. 加盟店は、当社から第18条(手数料および支払い)に基づき個々の信用販売に係る立替払金の支払いを受けるまで、第32条(カードに関する情報等の機密保持)に従って、当該信用販売に係る売上票(加盟店控)を保管するものとします。
7. 加盟店は、売上票等を未だ当社に送付または送信していない場合において当社が加盟店に対して売上票等の送付または送信を請求した場合、直ちに、当社に対して売上票等を送付または送信するものとします。また、加盟店が売上票等を当社に送付または送信したか否かにかかわらず、当社が加盟店に対して売上票(加盟店控)の送付を請求した場合(ただし、加盟店が次項に基づき売上票(加盟店控)を破棄した場合はこの限りではない)、当該請求から7日以内に、これを当社に提出するものとします。
8. 加盟店は、当社から個々の信用販売に係る立替払金の支払いを受けたときは、速やかに、カード番号等、会員の氏名その他のカード取引および会員に関する情報が漏洩するおそれのない方法で、当該信用販売に係る売上票(加盟店控)を破棄し、保管しないものとします。また、加盟店は、第10条(信用販売の方法)第1項に基づき会員に対して売上票(会員控)を交付した際に、会員から受取りを拒否された場合は、速やかに、同様の方法で破棄するものとします。
9. 加盟店は、売上票等、売上票(加盟店控)および売上票(会員控)を、第三者に譲渡できないものとします。

#### 第12条 (加盟店の義務、禁止行為等)

1. 加盟店は、個人情報の保護に関する法律、制販販売法、資金決済に関する法律、特定商取引に関する法律、消費者契約法、犯罪による収益の移転防止に関する法律等の関連諸法令を遵守して、信用販売を行うものとします。
2. 加盟店は、有効なカードを提示した会員に対し信用販売を拒絶し、または現金払いや他社の発行するクレジットカードその他の決済手段の利用を求めてはならないものとします。また、加盟店は、会員に対し、現金払いその他の決済手段を利用する顧客と異なる金額を請求したり、カードの取扱いに本規約に定める以外の制限を設ける等、会員に不利な差別的取扱いを行わないものとします。
3. 加盟店は、以下に定める内容の取引に関して、信用販売を行わないものとします。
  - (1) 公序良俗違反の取引
  - (2) 銃砲刀剣類所持等取締法、麻薬及び向精神薬取締法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)その他の法令において禁止された商品等の取引
  - (3) 特定商取引に関する法律その他の法令に違反する取引
  - (4) 消費者契約法第4条の規定に基づき取消が可能である取引
  - (5) 当社が会員の利益の保護に欠けると判断する取引
  - (6) 会員が遵守すべき規約等に違反して行おうとする取引
  - (7) 会員またはその関係者が商品等を換金すること、またはその目的があることを知っていながら行う取引
  - (8) 第三者の権利(著作権、肖像権、商標権その他の知的財産権を含む)を侵害する取引
  - (9) 加盟店、当社もしくはカード会社と会員との間に紛議が発生するおそれ、不正利用が発生するおそれ、または当社及びカード会社の信用が毀損されるおそれがあると、当社が判断する取引であって、当社が本契約締結または締結後に指定した取引、ならびに当社が指定していない場合であっても、それらのおそれがあると客観的に認められる取引
  - (10) その他当社が不適当と判断する取引
4. 加盟店は、商品等の販売または提供を行うために行政機関からの許可等の取得、行政機関への登録または届出等(以下「許可取得等」という)が必要となる取引に関して信用販売を行おうとする場合には、許可取得等を行っていることを証明する関連書類をあらかじめ当社に提出したうえで、当該商品等を信用販売することについて、当社の事前の承諾を得るものとします。また、加盟店は当該許可可もしくは登録を取り消され、または停止されるなどした場合には、直ちにその旨を当社に通知し、当該商品等の信用販売を行わないものとします。
5. 加盟店は、現金(外国通貨を含む)、商品券、フリップカード、印紙、切手、回数券その他の有価証券の売買等(電子マネーまたはプリペイドカードのチャージ等を含む)の決済手段として、カードを取扱ってはならないものとします。ただし、当社が個別に承諾した場合にはこの限りではないものとします。
6. 加盟店は、以下の各号の行為を行ってはならないものとします。加盟店の代表者、役員もしくは従業員が発行を受けたカード、または加盟店である個人が代表者を務める他の法人が発行を受けたカードが、カード取扱店舗において用いられた場合、加盟店は、当社がカード取扱状況の説明を求めたときは、当該カード取引が(2)に該当しないことを証明しなければならぬものとします。
  - (1) 自らが発行を受けたカードを、自らのカード取扱店舗において用いる行為
  - (2) 商品等の売買または役務の提供の実態がないにもかかわらず、信用販売を装い、カードを取扱う行為
  - (3) 次の①または②の行為、その他会員が現金を取得することを目的として、カードを取扱う行為
    - ① 商品・権利の販売、役務の提供の対価として、合理的な金額以上の対価により信用販売を行い、会員に対して、現金または現金に類似するものを交付する行為
    - ② 加盟店が会員から商品・権利を買い戻すことを前提として、または会員が当該商品・権利を第三者に転売して現金化する目的があることを知って、会員に対して、当該商品・権利を信用販売する行為
  - (4) 第三者の会員に対する売上債権につき、当社に立替払いさせる目的で、カードを取扱う行為(会員の認識の有無にかかわらず)
7. 加盟店は、以下の場合には、自己の責任と費用をもって対処し、解決にあたるものとします。
  - (1) 会員から信用販売または商品等に関し、苦情または相談を受けた場合
  - (2) 加盟店と会員との間において紛議が生じた場合
  - (3) 会員または関係者庁その他行政機関等から本条第3項の取引に該当する旨または法令に違反する取引である旨の指摘または指導等を受けた場合
8. 加盟店は、端末機およびそこに蓄積されているデータの破壊、分解、または解析等を行ってはならず、また、いかなる理由があっても、端末機の変更または解析を行い、あるいは、このような行為に加担、協力してはならないものとします。

#### 第13条 (商品等の引き渡し)

1. 加盟店は、信用販売またはギフトカードの取扱いを行った場合、会員またはギフトカードの使用者に対し、原則として直ちに商品等を引き渡し、または提供するものとします。加盟店は、信用販売またはギフトカードの取扱いを行った当日に商品等を引き渡しまたは提供する場合がございます。また、会員またはギフトカードの使用者に書面をもって引き渡し時期等を通知するものとします。
2. 加盟店は、信用販売またはギフトカードの取扱いによる商品等に関する引き渡し、提供等を複数回または継続的に行う場合、その引き渡し、提供方法等に関してあらかじめ当社およびカード会社に申し出、当社およびカード会社の承諾を得るものとします。

#### 第14条 (事前承認の義務、信用販売限度額)

1. 加盟店は、会員からカード提示による信用販売を求められた場合、原則としてその全件について事前に当社の承認を求めるとし、承認を得たときは、売上票の承認番号欄に承認番号を記入するものとします。万が一、当社の承認を得ないで信用販売を行った場合には、加盟店は、当該信用販売の代金全額について一切の責任を負うものとします。なお、ギフトカードの取扱いに際しては、当社の承認を得る必要はないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、当社およびカード会社が、加盟店が会員1人あたり1回につき行うことができる信用販売限度額(同一日、同一売場における税金、送料等を含む信用販売額の総額)を通知した場合には、加盟店は、信用販売限度額の範囲内においてショッピング1回払いの方法による信用販売を行うに際しては、当社の承認を得る必要はないものとします。なお、当社およびカード会社は、当社およびカード会社が必要と認めた商品等(特定商品等)について、個別に信用販売の限度額を定め通知することができ、加盟店はそれに従うものとします。
3. 加盟店は、当社およびカード会社から信用販売限度額および特定商品等の変更の通知があった場合には、それに従うものとします。

4. 加盟店は、端末機を設置した場合には、本条第1項および端末機の使用規約ならびにその取扱いに関する規約に従い、すべての信用販売にこれを使用するものとします。なお、この場合には、前二項の適用はないものとします。また、加盟店は、故障、障害等により端末機が使用できない場合および当社が当該端末機の使用につき別途制限を設けた場合には、すべての信用販売につきその都度、事前に当社あて電話連絡をして承認番号を得るものとします。

#### 第15条 (カードの不正利用等)

1. 加盟店は、当社から特定のカードを無効とする旨の通知を受けた場合、その通知によって無効とされたカードの提示者に対しては信用販売を行わないものとし、直ちにその事実を当社に連絡するものとします。また、その場合、加盟店は、当該カード(携帯電話その他の端末を除く)を保管するよう努力するものとします。
2. 加盟店は、次の各号の事由に該当する場合には、カード提示者に対し信用販売を行わないものとし、直ちにその事実を当社に連絡するものとします。また、その場合、加盟店は、当該カード(携帯電話その他の端末を除く)を保管するよう努力するものとします。
  - (1) 提示されたカードから認識される情報と、当社から提供を受ける情報とが整合しないとき
  - (2) 提示されたカードから認識される情報と、提示者の性別・カード名義・カード発行会社・カード番号等の事項に整合しないものがあるとき
  - (3) 同一人から異なる名義のカードが提示されたとき、一度に大量の会員が来店し多数のカードが提示されたとき、および日常の取引から判断して異常な数量または金額の購入の申込がなされたときなど、カードが不審な方法で提示されたとき
  - (4) 提示されたカードが、無効なものであるとき、および当社があらかじめ通知した偽造、変造等がなされたカードに該当すると思われるとき
  - (5) 明らかに偽造、変造、模造または破損と判断できるカードを提示されたとき
3. 万が一、加盟店が前二項に違反して信用販売を行った場合、加盟店は当該代金全額について一切の責任を負うものとします。
4. 加盟店は、信用販売につきカードの不正利用がなされた場合であって、当該事象の発生が複数回に及ぶなど割賦販売法および実行計画の趣旨に鑑みて必要が認められる場合には、その必要性に応じて、遅滞なく、その是正および再発防止のために必要な調査を実施し、当該調査の結果に基づき、是正および再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実施しなければならないものとします。
5. 加盟店は、前項の場合、直ちにその旨を当社に対して報告するとともに、遅滞なく、前項の調査の結果ならびに是正および再発防止のための計画の内容ならびにその策定および実施のスケジュールを報告するものとします。

#### 第16条 (立替払)

1. 当社は、加盟店が会員に対する信用販売により取得した売上債権につき、本条第2項に基づき立替払契約が成立したものについて、本契約に基づき、会員に代わって立替払するものとします。
2. 加盟店と当社との間の立替払契約は、第11条(売上票等の作成、保管および提出等)第5項に基づき売上データが当社に到着した売上債権について(ただし、加盟店が端末機を使用せずに信用販売を行った場合は、同条第4項第2条に基づいて売上票が当社に到着した売上債権について)、当該到着日に成立して、その効力が発生し、同時に会員に対する当社の求償権が発生するものとします。
3. 加盟店は、第10条(信用販売の方法)第1項に基づき信用販売の手続きを完了した場合には、当社が加盟店に対する立替払を完了したか否かを問わず、会員に対して商品等の代金を直接請求する権利を行使しないものとします。ただし、加盟店が会員からの申し出に基づき第26条に定める立替払契約の取消しを行った場合、または当社が第26条に基づき立替払契約の取消し・解除を行った場合であって、加盟店が会員に対して商品等の代金を請求する適法かつ正当な権利が認められる場合はこの限りではありません。

#### 第17条 (売上債権の譲渡)

1. 加盟店は、会員に対する信用販売により取得した売上債権を当社に債権譲渡し、当社はこれを譲り受けるものとします。
2. 加盟店は、信用販売を行った日から原則として直前の締切日、当該信用販売の売上票を支払区分ごとに取りまとめ、当社およびカード会社所定の売上集計表に添付して当社に送付するものとします。
3. 加盟店が当社への債権譲渡は、別表に定める締切日ごと、当該締切日までに前項の売上集計表および売上票が当社に到着した売上債権について、当該締切日に行うものとします。ただし、当社が特別に認めた場合についてはこの限りではありません。

#### 第18条 (手数料および支払い)

1. 加盟店が支払う債権買取にかかわる手数料は、債権譲渡の効力が発生した売上債権を当社が別途定める種類ごとに合計した金額に、各々当社およびカード会社が定める手数料率を乗じ、各々、円未満を四捨五入した金額の合計額とするものとします。
2. 当社の加盟店に対する債権買取代金の支払いは、別表に定める支払日に当該売上債権総額より前項の手数料を差し引いた金額を加盟店指定の金融機関口座に振り込むことにより行うものとします。ただし、当社が特別に認めた場合についてはこの限りではありません。なお、応答日の15日が金融機関休業日の場合には翌営業日、月末が金融機関休業日の場合には前営業日を支払日とします。
3. 当社の加盟店に対する債権買取代金は、当社が直接支払いをするものとします。
4. 当社の加盟店に対する手数料以外の請求代金がある場合には、当社は本条第2項により支払う債権買取代金から当該代金を差し引けるものとします。また、加盟店から当社へ債権買取代金以外の請求代金がある場合には、当社は本条第2項により支払う債権買取代金と合わせて支払うことができるとします。
5. 当社が加盟店に対して「売上精算書」を送付している場合には、当社はこの「売上精算書」に、前項記載の取扱いを記載するものとします。

#### 第19条 (ギフトカードの精算)

1. ギフトカード加盟店は、当社に対し、本規約に基づき行ったギフトカードの取扱いによる販売代金(以下「ギフトカード取扱代金」という)の精算(以下「ギフトカード精算」という)を求めることができ、当社はこの代金(以下「ギフトカード精算代金」という)を支払うものとします。
2. ギフトカード精算の手続きについては、第17条に定める信用販売の債権譲渡手続きに準じてこれを行うものとします。
3. ギフトカード精算代金の支払いについては、第18条に定める債権買取代金の支払いに準じてこれを行うものとします。

#### 第20条 (信用販売の取消し)

1. 加盟店が、信用販売の取消しを行う場合には、直ちに、以下の各号の手続き(各手続きの詳細は、カードの種類等に応じて本規約末尾の表(信用販売の取消方法)に記載)を行うものとし、当社の事前の承諾なく、本項に定める方法以外の方法で(返金対応を含む)、信用販売の取消しを行ってはならないものとします。この場合、当社は第16条(立替払)第2項に準じて処理するものとします。
  - (1) オープンセッション申請の取消し
  - (2) 取消用の売上票等の作成
  - (3) 取消用の売上票等の送付等
2. 前項にかかわらず、当社が合理的な理由がある場合は、加盟店による信用販売の取消しを、事後的に拒絶することができるものとします。
3. 加盟店は、本条第1項により立替払契約を取消した売上債権の立替払金が支払い済みの場合には、直ちにこれを返還するものとします。また、この場合、当社は当該立替払金を次回以降に加盟店に対して支払う支払金から差し引くことができるものとします。

#### 第21条 (商品の所有権)

1. 加盟店が会員に信用販売を行った商品の所有権は、当該売上債権が当社およびカード会社に譲渡されたときに当社およびカード会社に移転するものとします。ただし、第20条または第26条により債権買取が取消しまたは解除された場合、売上債権に係る商品の所有権は、債権買取代金が未払いのときは直ちに、支払い済みのときは加盟店が当該代金を当社に返還したときに、加盟店に戻るものとします。
2. 加盟店が、偽造カードの使用、カードの第三者使用等により会員以外者に対して誤って信用販売を行った場合であっても、当社が加盟店に対し当該売上債権に関する債権買取代金を支払った場合には、信用販売を行った商品の所有権は当社に帰属するものとします。なお、この場合にも前項但書の規定を準用するものとします。
3. 信用販売を行った商品の所有権が加盟店に属する場合でも、当社またカード会社は、必要があるときは、加盟店に代わって商品を回収することができるものとします。

#### 第22条 (支払停止の抗弁)

1. 会員が商品等に関する売上債権について割賦販売法に基づく支払停止の抗弁を、当社またはカード会社に申し出た場合、加盟店は直ちにその抗弁事由の解消につとめるものとします。
2. 前項に該当する場合の債権買取代金の支払いは以下のとおりとします。

当該代金が支払い前の場合には、当社は当該代金支払いを保留または拒絶することができるものとします。

当該代金が支払い済み場合には、加盟店は当社に対し当該代金を直ちに返還するものとします。また、当社は当該代金を次回以降に加盟店に対して支払う債権買取代金から差し引けるものとします。

当該抗弁事由が解消した場合には、当社は加盟店に当該代金を支払うものとします。なお、この場合には、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。
3. 会員と加盟店との間に第12条第7項に定める紛議が生じ、会員が信用販売代金の支払いを拒んだときの債権買取代金の支払いについても、前項を準用するものとします。

#### 第23条 (買戻特約等)

1. 当社は、加盟店から譲り受けた売上債権について、以下の事由が生じた場合、承認番号取得の有無にかかわらず、債権買取を取消し、または解除できるものとします。
  - (1) 売上票が正当なものでないとき
  - (2) 売上票の記載内容が不実不備であるとき
  - (3) 信用販売を行った日から61日以上経過して売上債権が当社に譲渡されたとき
  - (4) 第11条第1項に定める手続きによらず信用販売を行ったとき
  - (5) 第15条の規定に違反して当社の承認を得ずに信用販売を行ったとき
  - (6) 第16条の規定に違反して信用販売を行ったとき
  - (7) 第12条第6項に定める紛議または前条第1項に定める拒弁事由が、信用販売日に対応する締切日より60日を経過しても解消しないとき
  - (8) 第10条第1項、第12条第1項または第3項に違反して信用販売を行ったとき
  - (9) その他加盟店が本規約に違反したとき
2. 前項に該当した場合、当社は加盟店に対し、当該売上票に取消表示をして返却します。また、取消しまたは解除の対象となった債権買取の債権買取代金を既に受領している場合には、加盟店は、直ちにこれを返還するものとします。また、この場合、当社は当該代金を次回以降に加盟店に対して支払う支払金から差し引くことができるものとします。
3. 当社が、加盟店から譲り受けた売上債権について本条第1項記載の事由(7を除く)のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合、当社は調査が完了するまで債権買取代金の支払いを保留することができるものとし、調査開始より30日を経過してもその疑いが解消しない場合には、債権買取を取消しまたは解除することができるものとします。なお、加盟店は売上票、商品等の受領書、明細等を提出する等、当社または当社の調査に協力するものとします。調査が完了し、当社が当該代金の支払いを相当と認めた場合には、当社は加盟店に当該代金を支払うものとします。なお、この場合には、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。
4. 当社は、ギフトカード加盟店によるギフトカードの取扱いについて以下の事由が生じた場合、ギフトカード精算を取消し、または解除できるものとし、この場合についても前二項を準用するものとします。
  - (1) ギフトカードが正当なものでないとき
  - (2) その他加盟店が本規約に違反したとき

#### 第24条 (差押等の場合の処理)

- 売上債権の譲渡代金債権およびギフトカード精算債権の差押、仮差押、滞納処分等があった場合、当社は当該譲渡代金債権およびギフトカード精算債権を当社所定の手続きに従って処理するものとし、当社は当該手続きによる限り遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

#### 第25条 (調査協力、資料の提出等)

1. 加盟店は、以下の場合には、加盟店の費用負担で、当社からの求めに応じ、①カードの使用状況、②加盟店によるカードの取扱い状況、③カードの提示者に関する事項、④加盟店が会員に対して販売または提供した商品等の具体的な内容および態様、他信用販売の内容、および⑤加盟店が信用販売により取得した売上債権に関する、または会員からの申し出もしくは行政機関等からの指摘等に関するその他の事項について、当社の調査に速やかに協力しなければならないものとします。
  - (1) 会員が当社またはカード会社に対して、商品等に係る代金の支払いに関して、第22条第1項に定める支払停止の抗弁を申し出た場合
  - (2) 当社またはカード会社が、会員から信用販売または商品等に関し、苦情または相談を受けた場合
  - (3) 前二号のほか、加盟店と会員との間において紛議が生じた場合
  - (4) 会員または関係者等が他の行政機関等から第12条(加盟店の義務、禁止行為等)第3項の取引に該当する旨もしくは法令に違反する取引である旨の指摘または指導等を受けた場合、またはそのおそれがあると当社が認めた場合
  - (5) 紛失したカード、盗難カード、または偽造・変造カードが加盟店において使用されるなどの不正利用が行われ、またはそのおそれがある場合
  - (6) 加盟店と当社との間の立替払契約の対象となった売上債権について、第26条(立替払契約の取消しまたは解除等)第1項(7、9)および(10を除く)のいずれかに該当する疑いがあると当社が認めた場合
  - (7) 加盟店が本規約に違反し、またはそのおそれがある場合
  - (8) 割賦販売法その他の関連諸法令に基づき調査を行う必要がある場合
  - (9) 上記各号に準じ、当社が必要と判断した場合
2. 前項の調査にあたって、当社が加盟店に対して求めた場合、加盟店は、当社に対して、以下の資料等を7日以内に提出するものとします。
  - (1) 信用販売に係る商品等の明細(個々の商品等の名称、数量、販売額の判明する帳票)
  - (2) パンフレット・説明書その他会員に対する勧誘に用いた資料
  - (3) 商品等の内容を説明する資料
  - (4) 商品等の仕入れに関する証拠および会員作成に係る受領書等
  - (5) 商品・権利の販売または役務の提供を行うに際して加盟店が作成した書類・記録
  - (6) その他当該調査を行うにあたって当社が必要と判断する資料
3. 加盟店は、当社が、会員からの申し出に基づいて前二項の調査を行う場合、または本条第1項(4)に該当するなど、当社が割賦販売法その他の諸法令に基づき調査を行う場合、その他当社が加盟店から会員の個人情報等を受領することについて正当な理由がある場合、会員等に対する守秘義務または個人情報の保護に関する法律等を理由として、前二項の調査協力および資料の提出を拒否してはならないものとします。
4. 加盟店は、当社が求めた場合、速やかに、計算書類等(加盟店が会社の場合には、会社法に定める計算書類、事業報告およびこれらの付属明細書を含む)、加盟店が自らの法人または個人事業主の場合は、これに準ずるものをいう)、その他加盟店の事業内容、資産内容および決算内容に関する資料を提出するものとします。
5. 加盟店は、前四項の義務を履行するため、加盟店の責任において各項目記載の書類等を5年間保管するものとします。
6. 加盟店は、当社が別途請求した場合は、当社が別途指定した事項を報告するものとします。

7. 加盟店は、本条第1項(5)に該当する場合で、当社から指示があったとき、または加盟店が必要と判断したときは、加盟店が所在する所轄警察署等へ本条第1項(5)のカードによる売上等に関する被害届を提出するものとする。

#### 第26条 (立替払契約の取消または解除等)

- 当社は、当社と加盟店との間の立替払契約の対象となった売上債権について、以下のいずれかの事由が生じた場合、第10条第2項に基づき加盟店が当社の承認を取得したか否かにかかわらず、立替払契約を締結せず、または取消し、もしくは解除できるものとする。なお、(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(7)、(9) または(10)の事由が生じた場合にあっては、当該事由が生じたことにつき加盟店に故意または過失がある他の、帰責性があつたか否かを問わず、当社は立替払契約を締結せず、または取消し、もしくは解除できます。
    - 売上票等が正当なものでないとき
    - 売上票等の記載内容が不実不備であるとき
    - 他の者の債権を取得して、または他の者に代わって当社に立替払請求したとき
    - 信用販売を行った日から61日以上経過して当該売上債権に係る売上票(ただし、加盟店が端末機を使用して売上データを送信する場合にあっては、売上データ。売上票の到着は基準とならない)が当社に到着したとき
    - 加盟店が第10条(信用販売の方法)各項および本規約末尾の表く信用販売の方法の規定に定める手続きによらず信用販売を行ったとき
    - 加盟店が第15条(カードの不正利用等)の規定に違反して信用販売を行ったとき
    - 第12条(加盟店の義務、禁止行為等)第7項に定める紛議または第22条(支払停止の抗弁等)第1項に定める抗弁事由が、立替払契約の成立日より60日を経過しても解消しないとき
    - 加盟店が第8条(信用販売)第1項、または第12条(加盟店の義務、禁止行為等)第1項から第6項に違反する信用販売を行ったとき
    - 加盟店が第11条(売上票等の作成、保管および提出等)第7項に従って、売上票等または売上票(加盟店控)を期限内に当社に提出しなかったとき
    - 加盟店が第25条(調査協力、資料の提出等)の規定に違反したとき
    - その他加盟店が本規約または本規約に付随する特約がある場合には当該特約に違反したとき
  - 信用販売が、行政機関もしくはこれに準じた組織・団体の推奨するセキュリティ水準、または国際的な標準のセキュリティ水準に適合しない方法で行われた場合であつて、当該信用販売に係るカード利用代金について、会員が不正取引であることを主張したとき
  - 加盟店が、提示されたクレジットカードがICカードまたはICカードを元に偽造された磁気カードであるにもかかわらず、IC取引(IC対応端末機によりIC情報を読み取る方法により第10条所定の手続きを行う取引をいう)以外の方法で信用販売を行った場合において、会員が自己の利用によるものではない旨を申し出たとき
- 前項に該当した場合、当社は加盟店に対し、当社所定の方法により通知するものとする。また、取消しまたは解除の対象となった立替払契約の立替払金を既に受領している場合には、加盟店は、直ちにこれを返還するものとする。また、この場合、当社は当該立替払金を次回以降に加盟店に対して支払う支払金から差し引くことができるものとする。
  - 当社が、前条第1項(6)、第2項および3項に基づき調査を行う場合、当社は当該調査が完了するまで立替払金の支払いを保留することができるものとし、調査開始日より30日を経過してもその疑いが解消しない場合には、立替払契約を取消しまたは解除することができるものとする。なお、加盟店は売上票、商品等の受領書、明細等を提出する等、当社の調査に協力するものとする。調査が完了し、当社が当該立替払金の支払いを相当と認めた場合には、当社は加盟店に当該立替払金を支払ふものとする。なお、この場合には、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとする。
  - 本条第1項に定める取消しまたは解除事由は、法令等の変更、カード決済に係る国際的な標準のルールの変更、犯罪の高度化およびそれに対応する他のセキュリティ対策の強化の必要性その他の諸事情により、変更または追加されることがあること、加盟店はあらかじめ承諾するものとする。

#### 第27条 (情報の収集および利用等)

1. 加盟店およびその代表者または当社およびカード会社に加盟店契約の申し込みをした個人、法人、団体およびその代表者(以下「加盟店等」と総称する)は、当社およびカード会社が本項に定める加盟店等の情報(以下「加盟店情報」という)のうち個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえで、以下のとおり取扱いを行うことに同意します。
- 本規約(本申し込みを含む。以下同じ。)を含む当社およびカード会社と加盟店等の間の加盟店申込書の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査ならびにカードおよびギフトカード利用促進にかかわる業務のために、以下の①から⑭の加盟店情報を収集、利用すること。
    - 加盟店等の名称、所在地、郵便番号、電話番号、代表者の氏名、住所、生年月日、電話番号等加盟店等が加盟申込時および変更届け時に届け出た事項
    - 加盟申込日、加盟店ID、CAT番号、取扱商品、販売形態、業種等の加盟店等と当社およびカード会社の取引に関する事項
    - 加盟店のカードおよびギフトカードの取扱い状況
    - 当社が収集した加盟店等のクレジット利用履歴
    - 加盟店等の営業許可証等の確認書類の記載事項
    - 当社が適正かつ適法な方法で収集した登記簿、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項
    - 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報
    - 当社が加盟を認めなかった場合、その事実および理由
    - 割賦販売法第35条の3の5および割賦販売法第35条の3の20における個別信用購入あっせん関係販売契約等の勧誘に係る調査を行った事実ならびに調査の内容および調査事項
    - 割賦販売法に基づき同施行規則第60条第2号イまたは同3号の規定による調査を行った事実および事項
    - 個別信用購入あっせん業者または包括信用購入あっせん業者が信用購入あっせんに係る契約を解除した事実および事項
    - 会員から当社、当社またはカード会社へ申し出のあった苦情の内容および当該内容について、当社またはカード会社が会員、およびその他の関係者から調査収集した個人情報
    - 行政機関、消費者団体、報道機関が公表した事実とその内容(特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等)および当該内容について、加盟店信用情報機関(加盟店等に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの)および加盟店信用情報機関の加盟会員が調査収集した個人情報
    - 加盟店信用情報機関が興信所から提供を受けた内容(倒産情報等)
  - 以下の目的のために、前号①から⑭の加盟店情報を利用すること。ただし、加盟店等が本号②に定める営業案内について中止を申し出た場合、当社およびカード会社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとする。(中止の申し出は当社お問い合わせ窓口へ連絡するものとする。)
    - 当社およびカード会社が本規約に基づいて行う業務
    - 宣伝物の送付等当社およびカード会社、カード会社または他の加盟店等の営業案内
    - 当社およびカード会社のクレジットカード事業その他当社およびカード会社の事業(当社およびカード会社定款記載の事業をいう)における新商品、新機能、新サービス等の開発
- (3) 本規約に基づいて行う業務を第三者に委託する場合には、業務の遂行に必要な範囲で、本項①から⑭の加盟店情報を当該委託先に預託すること。
2. 加盟店等は、前項①から⑭の加盟店情報のうち個人情報、カード会社、当社と加盟店情報に関して提携したカード会社が、加盟申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査ならびにカードおよびギフトカード利用促進にかかわる業務のために、共同利用することに同意します。なお、本項に基づく共同利用に係る加盟店情報の管理に責任を有する者は当社となります。
3. 提携するカード会社を取扱う加盟店等は、本条第1項①から⑭の加盟店情報のうち個人情報を、カード会社が加盟申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査ならびにカードおよびギフトカード利用促進にかかわる業務のために、共同利用することに同意します。なお、本項に基づく共同利用に係る加盟店情報の管理に責任を有する者は当社となります。
4. 加盟店等は、本条第1項①から⑭の加盟店情報のうち個人情報、当社が加盟店情報の提供に関する契約を締結した会社、組織(以下「共同利用会社」という)が、共同利用会社のサービス提供等のために、共同利用することに同意します。なお、本項に基づく共同利用に係る加盟店情報の管理に責任を有する者は当社となります。
5. 加盟店等は、加盟店情報のうち個人情報に該当しない情報についても、本条第1項から第4項と同様に取扱うことに同意します。

#### 第28条 (加盟店信用情報機関の利用および登録)

- 加盟店等は加盟店情報につき、当社またはカード会社が利用、登録する加盟店信用情報機関について以下のとおり同意します。(加盟店信用情報機関は本規約末尾または次のホームページに記載のとおりとします。https://www.nissenren-shizuoka.co.jp/)
  - 加盟申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査のために、当社、またはカード会社が加盟する加盟店信用情報機関(以下「加盟店信用情報機関」という)に照会し、加盟店等に関する情報が登録されている場合にはこれを利用すること。
  - 加盟店信用情報機関所定の加盟店に関する情報(以下「登録加盟店情報」という)は、加盟店信用情報機関に登録され、当該機関の加盟会員が加盟申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査のためにこれを利用すること。
  - 登録加盟店情報が、不正取引の排除、消費者保護のための加盟申込審査、加盟後の管理、ならびに加盟店情報正確性維持のための開示、訂正、利用停止等のために加盟店信用情報機関の加盟会員によって共同利用されること。
- 当社が加盟する加盟店信用情報機関、共同利用の管理責任者、登録される情報、共同利用するものの範囲は、本規約末尾または本条第1項記載のホームページに記載のとおりとします。なお、当社が新たに加盟店信用情報機関を追加する場合には、書面その他の方法により通知し、または本条第1項記載のホームページに記載するものとする。

#### 第29条 (加盟店情報の開示、訂正、削除)

- 加盟店等のうち、その代表者、当社、加盟信用情報機関および提携会社に対して、当該会社および機関がそれぞれ保有する代表者の自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求の窓口は以下のとおりとするものとする。
  - 当社およびカード会社への開示請求:当社お問い合わせ窓口へ
  - 加盟信用情報機関への開示請求:本規約末尾または前条第1項記載のホームページに記載の各加盟店信用情報機関へ
- 万が一、登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社は速やかに訂正または削除に応じます。

#### 第30条 (加盟店情報の取扱いに関する同意)

当社およびカード会社は、加盟店等が加盟申込に必要な事項の記載を希望しない場合、または第27条、第28条、第29条に定める加盟店情報の取扱いについて承諾できない場合には、加盟を断ることや、解約の手續きをとることがあります。なお、第27条第1項(2)②に定める営業案内に対する中止の申し出があつても、加盟または決済サービスの追加を断ることや解約または決済サービスの取扱いの終了の手續きをとることはありません。

#### 第31条 (契約不成立時または契約終了後の加盟店情報の利用)

- 当社が加盟または決済サービスの追加を承諾しない場合であつても加盟申込をした事実、承諾をしない理由のいかんを問わず、第27条に定める目的(ただし、第27条第1項(2)②に定める個人情報を利用した営業案内を除く)および第28条の定めに基づき利用されます。
- 当社は、加盟申込契約終了後または決済サービスの一部の取扱いの終了後も業務上必要な範囲で、法令等または当社が定める所定の期間、加盟店情報および本契約の終了に関する情報を保有し利用します。

#### 第32条 (カードに関する情報等の機密保持)

- 加盟店は、本条第3項ただし書に該当するか否かにかかわらず、本契約に基づいて知り得たカード番号等(全桁か一部の桁かを問わない。以下、本条において同じ)その他のカードおよび会員に付帯する情報(本条第3項に定める情報を含む)ならびに手数料率を含む当社およびカード会社の事業上の機密を機密情報として管理し、他に漏洩、滅失、毀損(以下「漏洩等」という)したり、または本契約に定める以外の目的で利用(以下「目的外利用」という)してはならないものとする。なお、加盟店と当社との情報連絡に用いる場合を除き、カード番号等を、加盟店の顧客管理のための識別番号として用い、または顧客情報の抽出もしくは名寄せのために用いる行為は目的外利用にあたり、加盟店はこれを行ってはならないものとする。
- 加盟店は本条第1項記載の情報が第三者に漏洩等、または目的外利用されることがないよう、情報管理の制度、システムの整備、改善、社内規定の整備、従業員等の教育等を含む安全管理に関する必要な一切の措置をとるものとする。
- 加盟店は、売上票(加盟店控)を第11条第8項に基づき破棄するまでの間一時的に保管することを除き、カード番号等、カードまたは売上票等に記載された会員の氏名その他のカードに付帯する情報を、一切保有してはならないものとする。ただし、加盟店は、PCIDSSおよび実行計画に掲げられた措置を実施し、その他当社の指定する情報セキュリティ基準を充たしたときに限り、加盟店が指定する範囲内で、その他の情報の一部を保有することができるものとする。なお、前文にかかわらず、当社は、技術の発展、社会環境の変化、実行計画の改定その他の事由により、加盟店が実施する措置が実行計画に掲げられた措置または当社の指定する基準に該当しないおそれが生じたとき、その他カード番号等の漏洩等の防止のために特に必要があると当社が認めるときは、その必要に応じて、加盟店がそれらの情報を保有することを禁止し、または加盟店が実施する措置の方法もしくは態様の変更を求めることができ、加盟店はこれに応じなければならないものとする。
- 前項にかかわらず、加盟店は、カードに付帯する情報のうち、磁気ストライプのデータ、暗証番号、およびセキュリティコードを、一切保有してはならないものとする。
- 加盟店は、第7条第1項に基づき当社の事前の書面による承諾を得た場合、業務代行者に、本条第1項記載の情報を委託業務の遂行に必要な範囲内で開示することができるものとする。この場合、加盟店は、業務代行者が開示された情報を第三者に漏洩等、または目的外利用することがないよう、その他業務代行者が本契約に定める加盟店のすべての義務および責任を遵守するよう、業務代行者が情報管理の制度、システムの整備、改善、社内規定の整備、従業員等の教育等を含む安全管理等に関する必要な一切の措置をとるよう十分に指導、監督するとともに連絡するものとする。
- 加盟店は、本条第1項記載の情報につき漏洩等もしくは目的外利用の事実が判明し、またはそれらのおそれがあることを認識した場合には、直ちに当社に連絡するものとし、当社から指示があつた場合にはこれに従うものとする。
- 当社は、加盟店から前項の連絡を受けた場合、または加盟店に本条第1項記載の情報につき漏洩等もしくは目的外利用が発生したおそれがあると判断される合理的理由がある場合には、当該加盟店に対して、漏洩等または目的外利用の事実の有無、状況に関する報告を求める等必要な調査を行うことができ、加盟店はこれに従うものとする。
- 加盟店は、前2項の場合で、当社が求めたとき、加盟店の費用負担で、漏洩等または目的外利用の有無、発生期間、影響範囲(漏洩等または目的外利用の対象となったカード番号等の特定を含む)その他の事実関係および発生原因を、当社が別途指定する方法により、詳細に調査するものとする。なお、この調査にはデジタルフォレンジック調査(電子計算機、ネットワーク機器その他カード番号等をデジタルデータとして取り扱う機器を対象とした記録の復元、収集または解析等を内容とする調査)を含みます。また、当社が適当と認める第三者による調査を指定する場合があります。
- 加盟店は、前項の調査の結果、漏洩等または目的外利用の事実が認められた場合、または当該事実が確認できなかったもの、そのおそれがある場合には、直ちに二次被害および再発の防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し、当社の承認を得たうえで、実施するものとする。また、加盟店は、必要に応じて、当社の承認を得たうえで、漏洩等もしくは目的外利用の事実またはそれらのおそれ、および二次被害防止のための対応について公表するものとする。なお、加盟店は、再発防止策の実施状況について、当社に報告するものとする。
- 加盟店が前項の対応をとるか否かにかかわらず、カード番号等につき漏洩等または目的外利用の事実が認められた場合、またはそれらのおそれが高度に存在する場合には、当社、カード会社は、必要に応じて、

加盟店の同意を得ることなく、自らその事実を公表し、または漏洩等もしくは目的外利用のカード番号等の会員に対して通知することができるものとします。

11. 本条第6項の場合で、漏洩等または目的外利用の対象となるカード番号等の範囲が拡大するおそれがあるときには、加盟店は、直ちにカード番号等その他これに関連する情報の隔離その他の被害拡大を防止するために必要な措置を講じるものとします。
12. 加盟店の責に帰すべき事由により、当社、カード会社、または他の加盟店に漏洩等または目的外利用による損害が発生した場合には、当社、カード会社、および他の加盟店は、漏洩等または目的外利用を行った加盟店に対しその損害の賠償を請求することができるものとします。
13. 加盟店がカード番号等を漏洩した場合、または漏洩のおそれが認められる場合、以下の①②③の金額は、当社またはカード会社の損害とみなすものとします。なお、当社またはカード会社に発生する損害は、これらの金額に限られるわけではありません。
  - ①漏洩したカード番号等または漏洩のおそれが認められるカード番号等(以下「対象カード番号等」という)に係るカードの差替に掛かる費用の金額
  - ②対象カード番号等を利用したカード取引(会員による正当なカード取引であることにつき疑義のない取引を除く)の金額
  - ③会員への対応のために要した人件費、通信費、印刷費等の金額
14. 前項を適用するに当たり、加盟店が保有するカード番号等の一部が漏洩した事実が認められる場合、または漏洩した可能性が高いと客観的に認められる場合、加盟店が保有する残りのカード番号等について、漏洩のおそれがないことを加盟店が合理的に証明できない限り、当該カード番号等についても、漏洩したおそれがあるものとして取扱うものとします。
15. 本条の規定は、本契約終了後においても効力を有するものとします。

### 第33条 (是正改善計画の策定と実施)

1. 以下の各号のいずれかに該当する場合には、当社は、加盟店に対し、期間を定めて当該事案の是正および改善のために必要な計画の策定と実施を求めることができ、加盟店はこれに応じるものとします。なお、本条は、第37条(契約解除)に基づく当社による本契約の解除その他の権利行使を妨げるものではないものとします。
  - (1) 加盟店が第7条(業務の委託)第3項もしくは第32条(カードに関する情報等の機密保持)第3項の義務を履行せず、または業務代行者が第7条第3項により課せられた義務に違反し、またはそれらのおそれがあるとき
  - (2) 加盟店または業務代行者の保有するカード番号等につき、漏洩等のおそれがある場合であって、第32条第9項の義務を履行しないとき
  - (3) 加盟店が第10条(信用販売の方法)第8項に違反し、またはそのおそれがあるとき
  - (4) 加盟店が行った信用販売について不正利用が行われた場合であって、第15条(カードの不正利用等)第4項または第5項の義務を履行しないとき
  - (5) 前各号に定める場合のほか、加盟店の信用販売に関する苦情の発生、不正利用の状況その他の事情に照らし、罰鍰支払法その他の関連諸法令に基づき、または、行政機関からの要請により、当社に対し、加盟店についてその是正改善を図るために必要な措置を講じることが求められるとき
  - (6) その他、当社が必要と認めたとき
2. 当社は、前項の規定により計画の策定と実施を求めた場合において、加盟店が当該計画を策定もしくは実施せず、またはその策定した計画の内容が当該計画を策定する原因となった事案の是正もしくは改善のために十分ではないと認めるときには、加盟店と協議のうえ、是正および改善のために必要かつ適切と認められる事項(実施すべき時期を含む)を提示し、その実施を求めることができ、加盟店はこれに応じるものとします。

### 第34条 (信用販売の停止)

1. 以下の各号のいずれかに該当する場合、当社およびカード会社は本契約に基づく信用販売を一時的に停止(決済サービスの一部のみの停止を含む)することを請求することができ、この請求があった場合には、加盟店は、当社およびカード会社が再開を認めるまでの間、信用販売を行うことができないものとします。
  - (1) 当社およびカード会社が前条第1項の漏洩等または目的外利用が発生した疑いがあると認めた場合
  - (2) 当社およびカード会社が、加盟店が第37条(契約解除)第1項各号のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合
  - (3) その他、当社およびカード会社が必要と認めた場合
2. 以下の事項に該当する場合、加盟店は、本契約に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行うことができない場合があることを承諾するものとします。
  - (1) 天災、停電、通信事業者の通信施設設備障害、コンピュータシステムまたはネットワークシステムの障害異常、戦争等の不可抗力によりカードの取扱いが困難であると当社またはカード会社が判断した場合
  - (2) 信用販売を行うために必要な機器類(端末機を含む)、ソフトウェアおよび通信回線(以下「機器類等」という)に取壊、欠陥があった場合、機器類等が停止した場合、機器類等が加盟店に配布されなかった場合、その他機器類等に関する何らかの支障等があった場合
  - (3) コンピュータシステムまたはネットワークシステムの保守等が必要であると当社またはカード会社が判断した場合

### 第35条 (有効期間)

本契約の有効期間は1か年とします。ただし、加盟店または当社およびカード会社が期間満了3か月前までに書面をもって契約を更新しない旨の申し出をしないときは、本契約はさらに1か年間更新し、以後はこの例によるものとします。なお、本条もしくは次条による本契約の終了または決済サービスの一部の取扱いの終了、または、第37条の当社またはカード会社による本契約の解除、決済サービスの一部の取扱いの終了または提携ブランドカードの取扱いの終了により、加盟店に損害(逸失利益、機会損失を含む)が生じた場合でも、当社またはカード会社は一切の責を負わないものとします。

### 第36条 (解約)

1. 前条の規定にかかわらず、加盟店または当社およびカード会社は、書面により3か月前までに相手方に対し予告することにより本契約を解約できるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、当社およびカード会社は、直前1年間に信用販売の取扱いを行っていない加盟店については、予告することなく本契約を解約できるものとします。

### 第37条 (契約解除)

1. 前条の規定にかかわらず、加盟店が以下の事項に該当する場合、当社は加盟店に対し催告することなく直ちに本契約の全部もしくは一部を解除し、決済サービスの一部の取扱いを終了し、または本規約に付随する特約が適用される場合には当該特約の全部もしくは一部の取扱いを終了させることができるものとします。また、加盟店が本規約に違反し、以下の各号に該当し、または本規約に起因もしくは関連して、当社またはカード会社に損害を生じさせた場合、当社が本契約を解除するか否かを問わず、加盟店は、当社およびカード会社に生じた損害を賠償するものとします。
  - (1) 加盟店申込書等加盟および決済サービスの追加に際し当社に提出した書面および、第5条第1項記載の届出事項に虚偽の申請があったとき
  - (2) 他者の債権を取得して、または他者に代わって当社に立替払請求をしたとき
  - (3) 第12条(加盟店の義務、禁止行為等)の規定に違反したとき
  - (4) 第26条(立替払契約の取消しまたは解除等)の規定に違反したとき
  - (5) 第32条(カードに関する情報等の機密保持)の規定に違反したとき
  - (6) 前5号のほか本規約に違反し、当社が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該期間内に違反状態が解消しなかったとき、または加盟店が本規約違反を2回以上行ったとき
  - (7) 本規約に付随する特約が適用される場合には、当該特約の規定に違反したとき
  - (8) 自ら振り出した手形、小切手がお渡しになったとき、およびその他支払停止となったとき
  - (9) 差押、仮差押、仮処分申し立てまたは滞納処分を受けたとき、破産、会社更生、民事再生、特別清算の申し立てを受けたとき、またはこれらの申し立てを自らしたとき、合併によらず解散したとき
  - (10) 前二号のほか加盟店の信用状態に重大な変化が生じたとき当社が判断したとき
  - (11) 他のクレジットカード会社との取引にかかわる場合も含めて、信用販売制度または通信販売制度を不正に利用しているとき当社またはカード会社が判断したとき
  - (12) 加盟店届け出の店舗所在地に店舗が実在しないとき
  - (13) 加盟店の営業または業態が公序良俗に違反すると当社またはカード会社が判断したとき
  - (14) 行政機関から行政処分を受けたとき
  - (15) 架空売上債権の立替払請求、その他加盟店が不正な行為を行ったとき当社またはカード会社が判断したとき
  - (16) 加盟店、当社、もしくはカード会社と会員との間に紛争が発生するおそれ、不正利用が発生するおそれ、または当社もしくはカード会社の信用が毀損されるおそれがあるとき、当社またはカード会社が判断する取引であって、当社が本契約締結時または締結後に指定した取引、ならびに当社が指定していない場合であっても、それらのおそれがあると客観的に認められる取引をしたとき当社またはカード会社が判断したとき
  - (17) 加盟店等、加盟店等の親会社・子会社等の関係会社、ならびにそれらの役員、従業員等の関係者(関係会社の役員、従業員を含む)が以下のいずれかに該当するとき
    - ①組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に定める罪を犯したとき、または同法に定める犯罪収益等を取扱ったことがあり、もしくは当該収益等を用いて事業活動を行うもの
    - ②国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律に定める罪を犯した者、または同法に定める麻薬犯罪収益等を取扱ったことがあり、もしくは当該収益等を用いて事業活動を行うもの
  - (18) その他加盟店として不適当と当社または加盟店が判断したとき
2. 加盟店が前項各号のいずれかに該当した場合、または該当する疑いがあると当社またはカード会社が認めた場合、当社は前項に基づき契約を解除するか否かにかかわらず、立替払金の全部または一部の支払いを保留することができるものとします。なお、この場合には、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。
3. 提携ブランドカード会社が、加盟店につき、提携ブランドカードを取扱う加盟店として不適当と判断した場合は、当社は加盟店に対し催告することなく直ちに本契約のうち当該提携ブランドカードの取扱いに係る契約を解除できるものとし、かつ、その場合当社およびカード会社に生じた損害を加盟店が賠償するものとします。なお、本項の解除事由に該当した場合または該当する疑いがあると当社またはカード会社が認めた場合は、当該提携ブランドカードの取扱いによって発生した立替払金について、前項の規定を準用します。

### 第38条 (契約失効)

加盟店が次のいずれかに該当した場合は、何らの通知・催告を要することなく加盟店と当社の契約は当然に効力を失うものとします。

- (1) 第37条のいずれかの規定に該当した場合
- (2) 加盟店の所在地が不明となった場合
- (3) 加盟店の店舗の所在地が不明となった場合
- (4) 加盟店の代表者が所在不明となった場合
- (5) 加盟店の取扱業種、業態に変更があったものの、当社に届け出をせず取引を継続した場合
- (6) 他のアクワイアラー(加盟店開拓会社・精算代行会社)及び他のクレジットカード会社と加盟契約をしたことが判明した場合、または他のアクワイアラー及び他のクレジットカード会社と加盟契約をし、端末機を導入設置した場合

### 第39条 (契約事項の届出)

加盟店が契約時に当社に届け出をした取扱業種、商号、代表者、所在地、カード取扱店舗、支払案内送付先、指定口座等に変更があった場合は、直ちに当社所定の手続きにより届け出るものとします。同条の届け出がない場合、またはその他当社の責によらない事情により当社が加盟店に対して届け出の郵便物宛先に送付する郵便物が延着し、または到着しなかった場合には、加盟店は通常到着すべき時に到着したものとみなされることがあります。

### 第40条 (加盟店契約内容の変更)

当社と加盟店との契約内容が変更された場合には、相互の話し合いののもと解決するものとします。

### 第41条 (契約終了後の処理)

1. 第30条、第35条または第36条により本契約が終了した場合、契約終了日までに行われた信用販売およびギフトカードの取扱いは有効に存続するものとし、加盟店および当社およびカード会社は、当該信用販売およびギフトカードの取扱いを本規約に従って取扱うものとします。ただし、加盟店と当社およびカード会社が別途合意をした場合にはこの限りではありません。
2. 当社は、前条により本契約を解除した場合、加盟店から既に債権譲渡を受けている売上債権について、債権譲渡を解除するか、加盟店に対する債権買取代金の支払いを保留することができるものとします。また、この場合、当社はギフトカード加盟店から既に当社に到着した分のギフトカード取扱代金について、ギフトカード精算を解除するか、ギフトカード精算を解除するが、ギフトカード精算を保留することができるものとします。
3. 加盟店は、本契約が終了した場合、直ちに加盟店の負担においてすべての加盟店標識およびギフトカード取扱標識をとりはずし、広告媒体からカードおよびギフトカードの取扱いに関するすべての記述、表記等をとりやめるとともに、売上集計表、売上票等当社およびカード会社が加盟店に交付した取扱関係書類ならびに印刷物(販売用具)を速やかに当社に返却するものとします。なお、端末機を設置している場合には、端末機の使用規約ならびにその取扱いに関する規定に従うものとします。

### 第42条 (反社会的勢力との取引拒絶)

1. 加盟店は、加盟店等の親会社・子会社等の関係会社、ならびにそれらの役員、従業員等の関係者(関係会社の役員、従業員を含む)が、現在、以下のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、確約するものとします。
  - (1) 暴力団(その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む)が集団的または常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体)
  - (2) 暴力団員(暴力団の構成員)および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
  - (3) 暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団との関係によって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者)
  - (4) 暴力団関係企業(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力しもしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用して暴力団の維持もしくは運営に協力している企業)
  - (5) 総会屋等(総会屋、業社・代行等企業等に対する不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者)
  - (6) 社会運動等標榜ゴロ(社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者)
  - (7) 特殊技能暴力集団等(前各号に掲げる以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりによって、構造的な不正・中核となっている集団または個人)
  - (8) テロリスト等(国際連合安全保障理事会決議に基づき指定された国際テロリスト、ならびに公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等に関する法律に定める公衆等脅迫目的の犯罪行為その他テロリズムの行為を行い、もしくは当該行為を行うことを目的とした活動を行い、または、かかる行為もしくは活動について、教唆、補助、資金提供その他の方法で直接もしくは間接に関与する者)
  - (9) 以下のいずれかに該当する者
    - ①暴力団員等(1)から(8)のいずれかに該当する者をいう。以下同じ)が、経営を支配していると認められる関係を有する者

- ②暴力団員等が、経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
- ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど関与していると認められる関係を有する者
- ⑤暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- ⑥その他暴力団員等の資金獲得活動に乗り、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用して自ら利益拡大を図る者(01)から(9)に準ずる者

2. 加盟店等は、加盟店等、加盟店等の親会社・子会社等の関係会社、ならびにそれらの役員または従業員等の関係者(関係会社の役員、従業員を含む)が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いたりまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

3. 当社またはカード会社は、加盟店等が本条第1項または前項の規定に違反している疑いがあると認められた場合には、本契約の締結を拒絶することができるものとします。

4. 加盟店等が本条第1項もしくは第2項の規定に違反していることが判明した場合、または違反している疑いがあると当社またはカード会社が認められた場合、当社またはカード会社は、直ちに本契約を解除できるものとし、かつ、その場合当社およびカード会社が生じた損害を加盟店が賠償するものとします。この場合、前条第3項の規定を準用するものとします。また、加盟店は、当然に期限の利益を失ふものとし、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。

5. 加盟店等が本条第1項もしくは第2項の規定に違反していることが判明した場合、またはその疑いがあると当社またはカード会社が認められた場合には、当社は前項に基づき契約を解除するか否かにかかわらず、立替払金の全部または一部の支払いを保留することができるものとします。なお、この場合には、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

6. 当社またはカード会社は、加盟店が本条第1項または第2項の規定に違反している疑いがあると認められた場合には、本契約に基づく取引を一時的に停止することができるものとします。この場合には、加盟店は、当社が再開を認めるまでの間、信用販売を行うことができないものとします。

#### 第43条 (本規約に定めのない事項)

加盟店は、本規約に定めのない事項については、当社およびカード会社が別に定める取扱要領等に従うものとします。

#### 第44条 (準拠法)

加盟店と当社およびカード会社の諸契約に関する準拠法はすべて日本法とします。

#### 第45条 (合意管轄裁判所)

- 1. 加盟店と当社との間で訴訟の必要が生じた場合には、当社の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。
- 2. 加盟店とカード会社との間で訴訟の必要が生じた場合には、カード会社が指定する裁判所を合意管轄裁判所とします。

#### 第46条 (規約の変更)

当社およびカード会社が本規約の変更内容を通知または公告した後において加盟店が会員に対して信用販売を行った場合、またはギフトカードの取扱いを行った場合には、加盟店は新しい規約を承諾したものとみなすものとします。

#### (信用販売の方法)

カードの種類	・クレジットカード ・デビットカード ・プリペイドカード	端末機が使用できない場合	・非接触決済カード ・提携ブランド非接触決済カード
	端末機を使用すること。 ※売上データを送信できない端末機を使用する場合における売上票等の作成および印字は「端末機が使用できない場合」に準じます。	インプリンターを使用すること。 ※エンボスレスカード(デビットカード、プリペイドカード含む)は取り扱いません。	非接触決済端末機を使用すること。
(1) カードの有効性確認	カードの真偽および有効期限を確認していないことを確認すること。 カード番号のカード番号、カード名義人等の情報の入力した売上票のカード番号、会員名簿と同一であることを確認すること。	カードの真偽および有効期限を確認していないことを確認すること。 カードの有効通知との照合により、カードの有効性を確認すること。	カードの真偽を確認すること。 当社またはカード会社から提供される情報(カード番号、カード番号等を含む)が合致していることを確認すること。 非接触決済端末機により、カードの有効通知を日次で更新すること。
(2) オーンリゼーション申請	当社が承認した方法によって、カードの有効性確認、オーンリゼーション申請による当社承認後、売上データの作成を行うこと。	全ての信用販売についてオーンリゼーション申請を行い、当社の承認を待つこと。	全ての非接触決済について非接触決済端末機を使用し、当社が承認した方法によってカードの有効性を確認すること。 なお、当社またはカード発行会社が別途定める条件に該当し、非接触決済端末機によるオーンリゼーション申請が行われない場合は、オーンリゼーション申請は不要となります。
(3) 売上票等の作成	売上票にカード記載のカード番号、会員氏名、有効期限をインプリンターにより転写し、加盟店番号(信用販売にかかるオーンリゼーション申請を行った加盟店番号)のものを印刷し、オーンリゼーション申請により取得した承認番号、加盟店名、売価、担当者名、支払区分、売上日付、金額、品名、形式、数量等を記入すること。	売上票にカード記載のカード番号、会員氏名、有効期限をインプリンターにより転写し、加盟店番号(信用販売にかかるオーンリゼーション申請を行った加盟店番号)のものを印刷し、オーンリゼーション申請により取得した承認番号、加盟店名、売価、担当者名、支払区分、売上日付、金額、品名、形式、数量等を記入すること。	売上票(会員控)を作成し、会員に交付すること。
(4) 署名または暗証番号の入力	全ての信用販売について、以下のいずれの方法で承認を行うこと。 ・実際に、直に暗証番号の入力を含め、正しい暗証番号を認識すること。 ・暗証番号の入力による確認ができない場合は、売上票に会員の署名を要求し、カード記載の署名と一致していることを確認すること。	その場で売上票に直に署名を求め、カード記載の署名と一致しているか、確認すること。	・当社またはカード発行会社が別途定める条件に該当した場合は、非接触決済端末機により会員の暗証番号の入力を求め、正しい暗証番号を入力されたことを確認すること。 ・当社またはカード発行会社が別途定める条件に該当した場合は、売上票に会員の署名を要求すること。 また、署名の入力(信託販売の場合は捺印を含む)とカード記載の署名と一致していることを確認すること。
(5) 売上票(会員控)の作成・交付	売上票(会員控)を作成し、会員に交付すること。	売上票(会員控)を作成し、会員に交付すること。	売上票(会員控)を作成し、会員に交付すること。
(6) 端末機の日計処理/売上票等の送付等	信用販売を行った日のうちに、端末機の日計処理を行い、売上データを送信すること。および第12条第4項に基づく売上票を信販センターへ送付すること。	第12条第4項に基づき売上票を当社に送付すること。	信用販売を行った日のうちに、端末機の日計処理を行い、売上データを送信すること。

#### (信用販売の取消方法)

カードの種類	・クレジットカード ・デビットカード ・プリペイドカード	端末機が使用できない場合	・非接触決済カード ・提携ブランド非接触決済カード
	端末機を使用すること。 ※売上データを送信できない端末機を使用する場合における売上票等の作成および印字は「端末機が使用できない場合」に準じます。	インプリンターを使用すること。 ※エンボスレスカード(デビットカード、プリペイドカード含む)は取り扱いません。	非接触決済端末機を使用すること。
(1) オーンリゼーション申請の取消し	当社が承認した方法によって、端末機を使用して、オーンリゼーション申請の取消しにかかるカード会社の承認を取得した売上票を、取消用の売上データの作成を行うこと。	信用販売についてオーンリゼーション申請の取消しを行い、その取消しにかかるカード会社の承認を得ること。	当社が承認した方法によって、非接触決済端末機を使用して、オーンリゼーション申請の取消しにかかるカード会社の承認を取得した売上票を、取消用の売上データの作成をすること。
(2) 取消用の売上票等の作成	取消用の売上票にカード記載のカード番号、会員氏名、有効期限をインプリンターにより転写し、加盟店番号(信用販売にかかるオーンリゼーション申請を行った加盟店番号)のものを印刷し、オーンリゼーション申請により取得した承認番号、加盟店名、売価、担当者名、支払区分、売上日付、金額、品名、形式、数量等を記入すること。	取消用の売上票にカード記載のカード番号、会員氏名、有効期限をインプリンターにより転写し、加盟店番号(信用販売にかかるオーンリゼーション申請を行った加盟店番号)のものを印刷し、オーンリゼーション申請により取得した承認番号、加盟店名、売価、担当者名、支払区分、売上日付、金額、品名、形式、数量等を記入すること。	売上票(会員控)を作成し、会員に交付すること。
(3) 取消用の売上票等の送付等	信用販売の取消しを行った日のうちに、端末機の日計処理を行い、第12条第4項に基づき取消用の売上票を送信すること。および取消用の売上票を信販センターへ送付すること。	第12条第4項に基づき取消用の売上票を当社に送付すること。	信用販売の取消しを行った日のうちに、端末機の日計処理を行い、第12条第4項に基づき取消用の売上票を送信すること。

#### <包括契約加盟店(加盟契約担当先を記載)>

- 株式会社ジェーシービー 〒460-0003 名古屋市中区錦2-16-26 SC伏見BLDG.11階
- シティカードジャパン株式会社 〒104-0053 東京都中央区晴海1-8-10 トリトンスクエアX棟35階
- アメリカン・エクスプレス 〒167-0051 東京都杉並区荻窪4-30-16
- 静銀ディーシーカード株式会社 〒424-0886 静岡県清水区草薨1-13-10 静岡銀行草薨支店ビル5階
- スルガカード株式会社 〒410-0801 静岡県沼津市大手町5-6-7
- 三井住友カード株式会社 〒105-0004 東京都港区新橋5-2-10
- 株式会社中部しんきんカード 〒460-0003 名古屋市中区錦1-4-6 三井住友名古屋ビル9階
- 三菱UFJニコス株式会社 〒113-0033 東京都文京区本郷3-33-5 本郷ビル4階
- エニーカード株式会社 〒450-0001 名古屋市中村区那古野1-381-1 星光交通ビル9階
- 株式会社ジャックス 〒420-0031 静岡市葵区呉服町1-3-14 明治生命ビル8階
- 株式会社ライフ 〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-2-2 東宝日比谷ビル
- 株式会社クレディセゾン 〒453-0002 名古屋市中村区名駅1-17-29 広小路Eビル3階
- 株式会社ユニカードサービス 〒492-8275 稲沢市池田五反田町1
- トコファインズ株式会社 〒451-0046 名古屋市中西区牛島町6-1 名古屋ルーセントタワー
- ポケットカード株式会社 〒108-0073 東京都港区三田2-14-5 フロントコート三田ビル
- 株式会社アラス 〒420-0837 静岡市葵区日出町1-2 静岡住友ビル5階
- 株式会社セブティナ 〒420-0851 静岡市葵区黒金町59-7 ニッセイ静岡駅前ビル7階
- イオンクレジットサービス株式会社 〒430-0944 浜松市中区田町326-19 浜松東海上ビルディング4階
- 楽天カード株式会社 〒140-0002 東京都品川区東品川4-12-3 品川サイイド楽天タワー22階

<当社およびカード会社への開示請求:当社お問い合わせ窓口>

株式会社日専連 静岡  
 電話番号 054-252-7188  
 住所 〒420-0031 静岡市葵区呉服町2-7-26  
 営業時間 平日 9:30〜17:30  
 土・日・祝日10:00〜17:00  
 ホームページ<https://www.nissenren-shizuoka.co.jp/>

#### (加盟店情報掲載)

住所	〒103-0016 東京都中央区日本橋小町14-1 住生ビル第3階明りビル6F	〒105-0004 東京都港区新橋4-12-17 新橋ビル15F
電話番号	03-5643-0011	03-6738-6626
共同利用の管理責任者	日本クレジット協会 加盟店情報交換センター	日本クレジット協会
URL	<a href="https://www.jcc-credit.org/jp/">https://www.jcc-credit.org/jp/</a>	<a href="http://www.jcca-office.jp/">http://www.jcca-office.jp/</a>
共同利用の目的	加盟店売上に規定される認定加盟店協会の業務として運用される加盟店情報交換センターにおいて、加盟店情報交換承認加盟店協会(以下「JDM協会」という。)における利用者等の保護に資する行為に関する情報やその取扱い等に関する情報及び取扱い等に関する情報やその取扱いに関する情報、並びにクレジットカード番号等の適切な管理に支障を及ぼす行為に際する情報やその取扱いに関する情報、並びにJDMセンターに登録すること及びJDM協会に提供された共同利用することにより、JDM協会の加盟店情報等またはその複製の取扱い、管理、提供等に関する情報、加盟店のセキュリティ対策を強化することにより、クレジットカードの健全な発展と消費者保護に資することを目的としています。	当センターが保有する加盟店情報は、日本クレジット協会が会員が行う不正取引の抑制・消費者保護のための加盟店入会審査、加盟店情報漏洩後の管理、その他加盟店情報漏洩の判断の場合並びに加盟店情報正確性維持のための開示・訂正・利用停止等の目的に限り利用されます。ただし、以下の場合はこの限りではありません。1.法令に基づく場合 2.人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき 3.公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき 4.国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める業務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該業務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき
共同利用される情報	①包括信用購入あっせん取引又は個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る管理情報のために必要な箇条の事実及び事由 ②包括信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る管理情報の防止及び処理のために譲渡した情報の事実及び事由 ③包括信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る管理情報の防止及び処理のために譲渡した情報の事実及び事由 ④包括信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る管理情報の防止及び処理のために譲渡した情報の事実及び事由 ⑤包括信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る管理情報の防止及び処理のために譲渡した情報の事実及び事由 ⑥上記①から⑤に関して、当該加盟店に対して法令が求める場合に必要と認められる事実及び事由 ⑦上記①及び②の情報の開示に際して、当該加盟店が保有している、当該加盟店の信用に適合することが見込まれないことを理由にクレジットカード番号等取扱契約を解除した事実及び事由 ⑧上記③の利用者等の保護に資する行為及びクレジットカード番号等の適切な管理に支障を及ぼす行為に関する情報 ⑨前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号及び生年月日(法人の場合は、法人名称、名称、住所、電話番号並びに代表者の氏名及び生年月日)。ただし、上記⑧の情報のうち、当該行為が行われかどうかを判断することの困難な情報については、氏名、住所、電話番号及び生年月日(法人の場合は、代表者の氏名及び生年月日)を省略し、当該加盟店の代表者が、他の情報に支障を及ぼす販売等について、加盟店情報掲載に際しに保有する情報若しくは当該加盟店の氏名、住所、電話番号及び生年月日(法人の場合は、法人名称、名称、住所、電話番号並びに代表者の氏名及び生年月日)を省略したことを理由にクレジットカード番号等取扱契約を解除した事実及び事由 ⑩上記⑧の情報の開示に際して、当該加盟店が保有している、当該加盟店の信用に適合することが見込まれないことを理由にクレジットカード番号等取扱契約を解除した事実及び事由 ⑪上記⑧の情報の開示に際して、当該加盟店が保有している、当該加盟店の信用に適合することが見込まれないことを理由にクレジットカード番号等取扱契約を解除した事実及び事由	・当社に届け出た加盟店の代表者の氏名・生年月日・住所等の個人情報 ・加盟店名、所在地、電話番号、業種、取引情報等の加盟店取引情報、加盟店が加盟店情報を利用した日付
登録される期間	上記の情報は、登録日又は必要な措置の完了(消滅すべき必要な措置が複数ある場合は全くなしの措置が完了した日、契約の解除日から5年を超えない期間)登録されます。	当センターに登録してから5年を超えない期間
共同利用者の範囲	協会会員であり、かつ、JDM会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、独立採算業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者及びJDMセンター(JDM会員は、上記ホームページに掲載していただきます。)	日本クレジット協会(JDM)の会員(当センターを利用している企業名は上記ホームページに掲載していただきます。)

●日専連静岡には加盟店情報に含まれる個人情報保護を推進する管理責任者として個人情報情報責任者(コンプライアンス部 担当役員)を配置しております。